

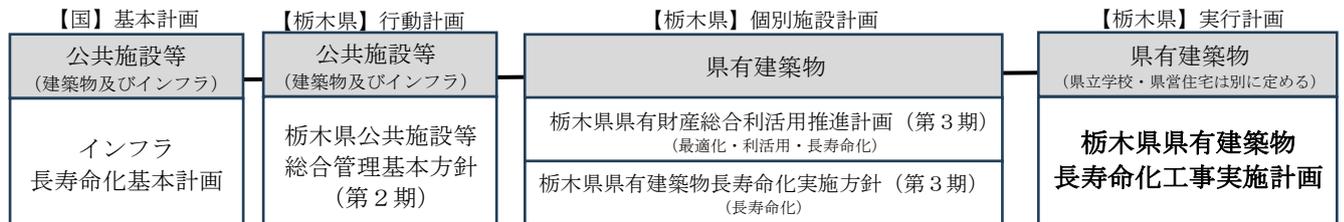
栃木県県有建築物長寿命化工事実施計画について

1 趣旨

「栃木県公共施設等総合管理基本方針（第 2 期）」に基づき、県有建築物の長寿命化を推進していくため、計画的な予防保全工事（以下「長寿命化工事」という。）を実施するもの。

2 計画の位置付け

県有建築物の個別施設計画である「栃木県県有財産総合利活用推進計画（第 3 期）」及び「栃木県県有建築物長寿命化実施方針（第 3 期）」に基づき、庁舎等の長寿命化工事の実行計画として「栃木県県有建築物長寿命化工事実施計画」を位置付けるもの。（県立学校、県営住宅は別に定める。）



3 計画期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間

4 事業規模

5 年間で総額 175 億円程度（栃木県警察本部庁舎を除く）

5 対象建築物

計画保全対象建築物（県立学校、県営住宅を除く）195 棟のうち、31 棟程度

6 対象工事

重点管理部材*の劣化度合いのほか、安全性、効率性等を総合的に考慮し、優先順位の高い部材から順次実施する。

*〔屋根・防水、外壁、昇降機、消火設備等、受変電設備、自家発電設備、空気調和設備、給排水衛生設備〕

7 留意事項

- (1) 定期的実施する劣化度診断の結果により、適宜計画の見直しを行う。
- (2) 具体的な事業箇所については、毎年度の予算編成時に決定する。